

任意後見制度の利用促進 （厚生労働省）

成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書のポイント②

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

各施策の進捗状況等

ア 地域連携ネットワークづくり・機能強化

- ・ 市町村・都道府県における体制整備の推進（補助事業・研修）
- ・ 全国権利擁護相談窓口を通じた専門的助言の実施
- ・ 成年後見制度利用促進ポータルサイトにおける広報
- ・ 中核機関の整備状況 1,187市町村（R6.4）
- ・ 地域共生社会の在り方検討会議における検討（R6.6～）
- ・ 地域連携ネットワークの関係機関等における相互理解の継続

イ 包括的・多層的な支援体制づくりの促進

- ・ 成年後見制度の関連諸制度間の連携推進に向けた取組

今後の対応

- ・ 市町村によるネットワークづくりへの主体的な取組の継続
- ・ 都道府県による市町村では担えないネットワークづくりの主導
- ・ 地域連携ネットワークの各支援機能の強化に向けた取組の検討、中核機関未整備地域における都道府県の協議会の活用促進 等
- ・ 地域共生社会の在り方検討会議における中核機関の位置づけ・役割・名称に関する検討
- ・ 福祉行政と家庭裁判所における適時適切な連絡を可能とするためのしくみの整備

4 優先して取り組む事項

各施策の進捗状況等

(1) 任意後見制度の利用促進

- ・ 利用促進に向けた周知活動の継続
- ・ 任意後見監督人選任の申立てを促す文書送付・利用状況に関する意識調査の実施（R4.12）

(2) 担い手の確保・育成等の推進

- ・ 市民後見人養成者数 25,607人（R6.4）
- ・ 法人後見実施法人数 1,317法人（R6.4）
- ・ 市町村・中核機関等による親族後見人に対する支援

(3) 市町村長申立ての適切な実施・成年後見制度利用支援事業の推進

- ・ 都道府県・市町村に対する事務連絡の発出（R5.5）

(4) 地方公共団体による行政計画等の策定

- ・ 市町村による計画策定・必要な見直し 1,358市町村（R6.4）
- ・ 都道府県における取組方針の策定 28都道府県（R6.4）

(5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくり

- ・ 市町村向けの相談窓口の設置、専門アドバイザーの配置
- ・ 都道府県による協議会設置状況 37都道府県（R6.4）

今後の対応

(1) 任意後見制度の利用促進

- ・ 周知活動の強化、利用促進のための更なる取組の検討
- ・ 法制審議会における調査審議を踏まえた所要の対応

(2) 担い手の確保・育成等の推進

- ・ 市民後見人の養成推進及び更なる活躍の場の提供の検討
- ・ 法人後見の担い手育成推進及びガイドラインの作成の検討
- ・ 親族後見人に対する支援の充実

(3) 市町村長申立ての適切な実施・成年後見制度利用支援事業の推進

- ・ 都道府県による市町村長申立てに関する研修の見直し
- ・ 地域支援事業・地域生活支援事業の必要な見直しを含めた対応の早期検討

(4) 地方公共団体による行政計画等の策定

- ・ 市町村・都道府県における取組の充実

(5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくり

- ・ 専門アドバイザーの配置・活躍の促進等を通じた都道府県の更なる機能強化を推進

1. 任意後見制度の利用促進に向けた周知啓発・理解促進・相談支援

- 任意後見制度は、私的自治の尊重の観点から、本人が自ら締結した任意代理の委任契約に対して本人保護のための必要最小限度の公的な関与を制度化したものである。
- その制度趣旨に鑑み、厚生労働省では、成年後見制度の利用促進全体の取組の中で、任意後見制度についても周知広報・相談支援体制の強化を進めている。

① 将来に備える制度として「知る」契機をつくる

ポータルサイト・広報による情報発信

- ポータルサイト「成年後見はわかり」に、任意後見制度を含む制度情報を掲載
- 任意後見契約をしている方のインタビューを含む制度説明動画を掲載
- 任意後見制度のページへつながるインターネット広告を実施
- 成年後見制度体制整備研修の中で任意後見に関する動画を掲載



本人・家族等が、任意後見制度を「将来に備える選択肢」として知るきっかけをつくる

② 制度の特徴を「学び、理解する」機会を提供する

全国セミナー等による普及啓発

- 一般市民・関係者向けに、任意後見を含む成年後見制度の基礎を学ぶ機会を提供
- 判断能力があるうちに本人が将来に備えて検討する制度であることを分かりやすく説明
- 「まだ早い」ではなく、「元気なうちから考える制度」としての理解を促進



任意後見制度の仕組みや意義を理解し、将来への不安を「事前の備え」として考える意識につなげる

③ 地域で相談・案内できる「体制」を支える

K-ねっとによる相談対応・専門的助言

- 市区町村・中核機関等からの相談に対応
- 任意後見制度に関する相談も含め、専門職団体や専門相談員等の知見を活用して助言
- 相談内容の整理、関係機関との連携、権利擁護支援体制を後方支援
- 相談を通じて把握した課題やFAQ等を都道府県、市町村・中核機関等に共有



地域の相談窓口が、任意後見制度を含む制度の選択肢を適切に説明し、必要な検討や支援につなげられるよう後押しする

任意後見制度の利用促進に向けて「知る」→「理解する」→「地域で相談・検討につなげる」という流れを、周知広報と相談支援体制の強化により支えている。

2. 成年後見制度利用促進ポータルサイトの運営等

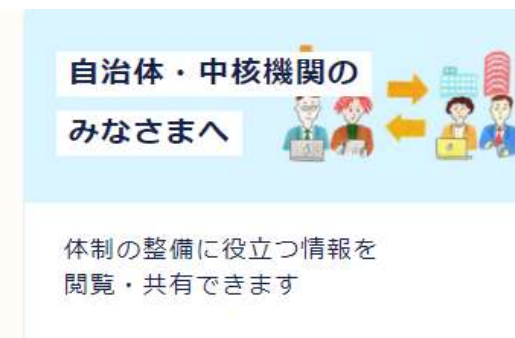
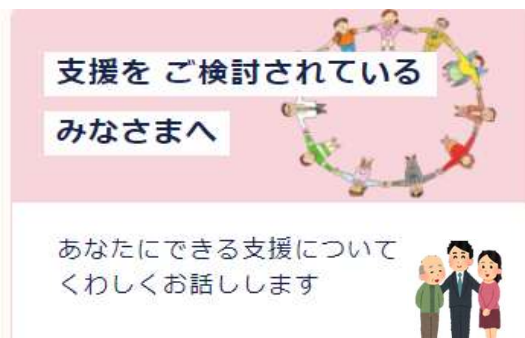
- 本人・家族等の利用や、自治体・中核機関の取組が促進されるよう、令和2年度よりポータルサイトの運営を実施。
- サイトには、保佐を利用している知的障害者・精神障害者、任意後見契約をしている高齢者、活躍している市民後見人のインタビューを含む制度説明動画のほか、任意後見制度や成年後見制度の適切な利用を呼びかけるポスター、障害のある当事者向けの制度説明パンフレット、成年後見制度利用促進体制整備研修や意思決定支援研修の研修資料・動画等も掲載。
- 令和5年度に「47都道府県 中核機関の取組事例集」を作成し、全国の自治体、中核機関、職能団体等に送付。
- 都道府県交流会（全4回。オンライン開催）を開催し、都道府県担当職員・社会福祉協議会職員・都道府県専門アドバイザー等参加者間の交流を通じた成年後見制度利用促進・権利擁護支援の取組等の推進。

ポータルサイト閲覧実績：994,285回（令和7年4月～令和8年3月）

◆ サイト名：成年後見はわかり（URL：<https://guardianship.mhlw.go.jp/>）



中核機関の取組事例集



任意後見制度、法定後見制度それぞれに、利用している当事者や支援者のインタビューを含む制度の説明動画を掲載。

活躍している市民後見人、法人後見の担当職員へのインタビューを含む説明動画を掲載。活動内容や意義、活動へのサポート体制を紹介。

検索システムにより、「成年後見制度利用促進」の「自治体事例紹介」に掲載している取組事例について、人口規模やキーワードなどで検索可能。

成年後見制度利用促進体制整備研修、意思決定支援研修資料、講義動画をアップ。

【参考】成年後見制度（任意後見制度と法定後見）のポスター

厚労省委託事業 任意後見・補助・保佐等の広報・相談強化・広報啓発一式（各種広報分）

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

あれこれ決められなくなる前に！
知っておこう。備えておこう。

ひとりで決めることが心配な人の
その人らしい生き方と安心を支える

成年後見制度
せいねんこうけんせいど

これから
私のお金や権利のこと、
今から考えておきたい！

契約や手続でも
お母さんらしさを
ずっと支えたい！

後大ちゃん

知的障害・精神障害・認知症などによって
ひとりで決めることに不安や心配のある人が
いろいろな契約や手続をする際にお手伝いする制度です。

ひとりで決めることが
できるうちに
任意後見人を選定

契約・手続
の代理

不当な契約
の取消

適切な判断
へのお手伝い

ひとりで決めることが
できるうちに
任意後見人を選定

詳しくは 成年後見はわかり 厚労省

こんな方に 成年後見制度
せいねんこうけんせいど

任意後見
任意後見 将来、認知症になった時に、
財産の管理等が心配！

財産管理や契約等を支援する
任意後見人を選んでおける。

※ご本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所へ「任意後見監督人」の選任の申立てをすることがあります。

法定後見
医療や福祉サービスの
手続や契約がよくわからない
何にお金を使って
しまったのか思い出せない
よくわからずに
契約をしてしまった

成年後見人等がご本人に代わって、
契約や手続をしてくれる。

成年後見人等が不当な契約を
と け
取り消してくれる。

●「成年後見制度」の種類●

任意後見	法定後見		
	補助	保佐	後見
将来に 備える方へ	重要な手続・契約の中で ひとりで決めることに 心配がある方	重要な手続・契約などを ひとりで決めることが 心配な方	多くの手続・契約などを ひとりで決めることが むずかしい方
ひとりで決めることが できるうちに 任意後見人を選定	一部の 契約・手続等の 同意・取消や代理 ※申立てにより裁判所が定める行為	財産上の 重要な契約等の 同意・取消や代理 ※申立てにより裁判所が定める行為	すべての契約等の 代理・取消 ※日常生活に関する行為は除く
自分で選んだ人を 任意後見人に することができる	家庭裁判所が補助人、保佐人、成年後見人を選任 (本人の親族、法律・福祉の専門家、その他の第三者、 福祉関係の法人やその他の法人)		

任意後見と法定後見では手続の流れが違います。

詳しくは、厚労省「成年後見はわかり」のホームページでご確認ください。

相談窓口の検索は 成年後見はわかり 厚労省

3. 権利擁護支援体制全国ネット（K-ねっと）の運営等

- 市町村、中核機関等における相談体制の強化を図るため、相談窓口（愛称：K-ねっと）を全国社会福祉協議会に設置。
- 専用ダイヤル及び専用メールアドレスを設け、専門職団体（日本弁護士連合会、成年後見センター・リーガルサポート、日本社会福祉士会）や自治体職員などのアドバイザー、専門相談員（成年後見制度や権利擁護支援の相談対応歴の豊富な社会福祉士）の助言を受けながら、相談に応じている。
- 相談実績（R7.4.1～R8.3.31）118件（うち、電話相談 74.6%（88件）、メール相談 25.4%（30件））となっている。
- 任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報・啓発事業として、全国セミナーを毎年開催している。令和7年度の受講者数（オンライン・YouTube）は、計 1,514名であった。
- 多く寄せられる相談を「FAQ」としてまとめ、ホームページ及び「都道府県交流会」等で周知している。

◆ K-ねっとの実施スキーム

- 協議会で話し合う内容に困ってる…
- 先進事例を教えてほしい…
- 専門職との連携をどうしたらよい？
- 対応に困っているケースの助言がほしい など

自治体・中核機関

①相談

②助言

K-ねっと（全社協）

- アドバイザー
 - ・日本弁護士連合会
 - ・成年後見センター・リーガルサポート
 - ・日本社会福祉士会
 - ・自治体職員
 - ・中核機関職員 等
- 専門相談員

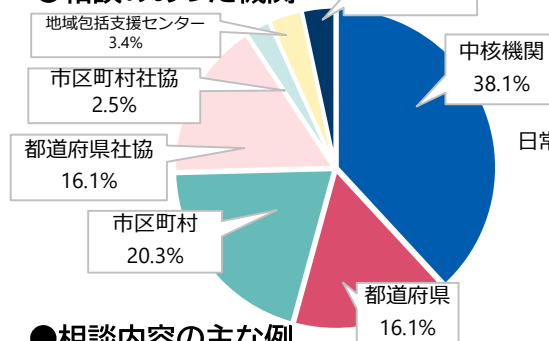


厚生労働省
成年後見制度利用促進室

連携

◆ K-ねっとの相談実績等（令和8年3月末時点）

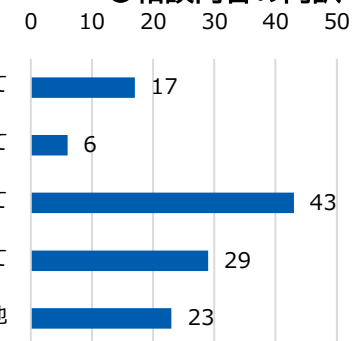
●相談のあった機関



●相談内容の主な例

中核機関関係	○ 機能拡大に向けてほかの自治体の取組を知りたい。
協議会関係	○ 協議会でどのような議題を取り扱うと有益な議論ができるか。
市町村計画関係	○ 計画の策定に向けて、家裁と連携している事例を知りたい。
担い手関係	○ 市民後見人養成にあたってバックアップ体制づくりの進め方を教えてほしい。
利用支援事業関係	○ 交付要綱の対象について、ほかの自治体の基準を知りたい。
市町村長申立て関係	○ 親族調査や意向確認の範囲、ルールについて教えてほしい。
アドバイザー関係	○ 都道府県アドバイザーの設置に向けて、他都道府県の取り組みを知りたい。 ○ 専門職との連携について、ほかの自治体の取組を知りたい。

●相談内容の内訳



【参考】国民向け全国セミナーについて

厚労省委託事業 任意後見・補助・保佐等の広報・相談強化・広報啓発一式（相談体制強化及びシンポジウム等広報分）

- 全国各地から参加可能なオンライン形式でのシンポジウム、セミナー等の実施を通じて、国民向けに分かりやすく任意後見・補助・保佐類型を含む成年後見制度の周知を行うことにより、権利擁護支援を必要とする人が早期に必要な支援につながり、また、将来において早い段階から自らの権利擁護に関する支援の活用等についての検討を始められる契機とすることを目的とする。

任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報啓発事業（厚生労働省委託）

令和7年度 K-ねっと全国セミナー

参加費 無料

知って、学んで、活用しよう！

せいねんこうけんせいど
成年後見制度

① Zoomミーティング YouTubeライブ配信

コーディネーター
NPO法人尾張東部権利擁護支援センター
センター長 住田 敦子氏

講師
和歌山弁護士会 堀江 佳史氏
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 上山 浩司氏

2026.
3.12 木
12:55-16:30

参加対象
成年後見制度に関心のある方

定員
1500名^{*先着順}
Zoom 500名 YouTube 1,000名

申込方法
申込サイトよりお申込みください
申込期限 2026.2.17 火

<https://forms.gle/2jB8bAbBAtX5jM2CA>

※同所属から複数申込する場合も、必ず1名ずつ申込フォームよりお申込みください。
※登録時に申込確認メールが送信されます。メールアドレスの入力間違いが無いようご確認ください。また、外部からのメールが受け取れるメールアドレスをご入力ください。
※ライブ配信1週間前を目安に当日資料とURL等を掲載した「受講者研修サイト」のご案内を参加登録いただいたアドレスにメールにて送ります。
※申込フォームに記載された個人情報は、本セミナーの運営管理の目的にのみ利用させていただきます。
本セミナーはライブ配信のみとなります。後日アーカイブ配信はございません。

任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報啓発事業（厚生労働省委託）

令和7年度 K-ねっと全国セミナー

趣旨

成年後見制度とは、知的障害・精神障害・認知症などによってひとりで決めることに不安や心配のある人が、いろいろな契約や手続をする際にお手伝いする制度です。
財産を管理したり、介護・福祉サービスの利用や施設入所・入院の契約をしたり、法律行為をひとりで行うのがむずかしい場合や、自分に不利な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害に遭う場合もあります。このように、ひとりで決めることに不安のある方々に対して、ご本人の意思を尊重（意思決定支援）しながら、法的に保護し、権利を守る人として後見人等を選任する制度です。
任意後見制度とは、ひとりで決められるうちに、認知症や障害の場合に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。
成年後見制度は制度の見直しについて議論が行われ、今後法改正が行われる予定ですが、本セミナーでは、ご家族のこととしてはもちろん、ご自身のこれから考えたときに知っておきたい成年後見制度の基礎知識について現行の制度をもとに学びます。
※本セミナーは、令和7年2月25日実施のセミナーと内容が重なるものとなります。

プログラム

12:30 入室開始 研修時の録画・録音、写真撮影はご遠慮ください。

12:55-13:00 オリエンテーション

13:00-13:05 挨拶 厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室

13:05-13:30 導入講義 「成年後見制度のレシビ」 NPO法人尾張東部権利擁護支援センター センター長 住田 敦子氏

13:30-14:30 講義① 「法定後見制度の基礎知識」 和歌山弁護士会 堀江 佳史氏

14:30-14:40 休憩

14:40-15:40 講義② 「任意後見制度の基礎知識」 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 上山 浩司氏

15:40-16:30 ディスカッションとまとめ

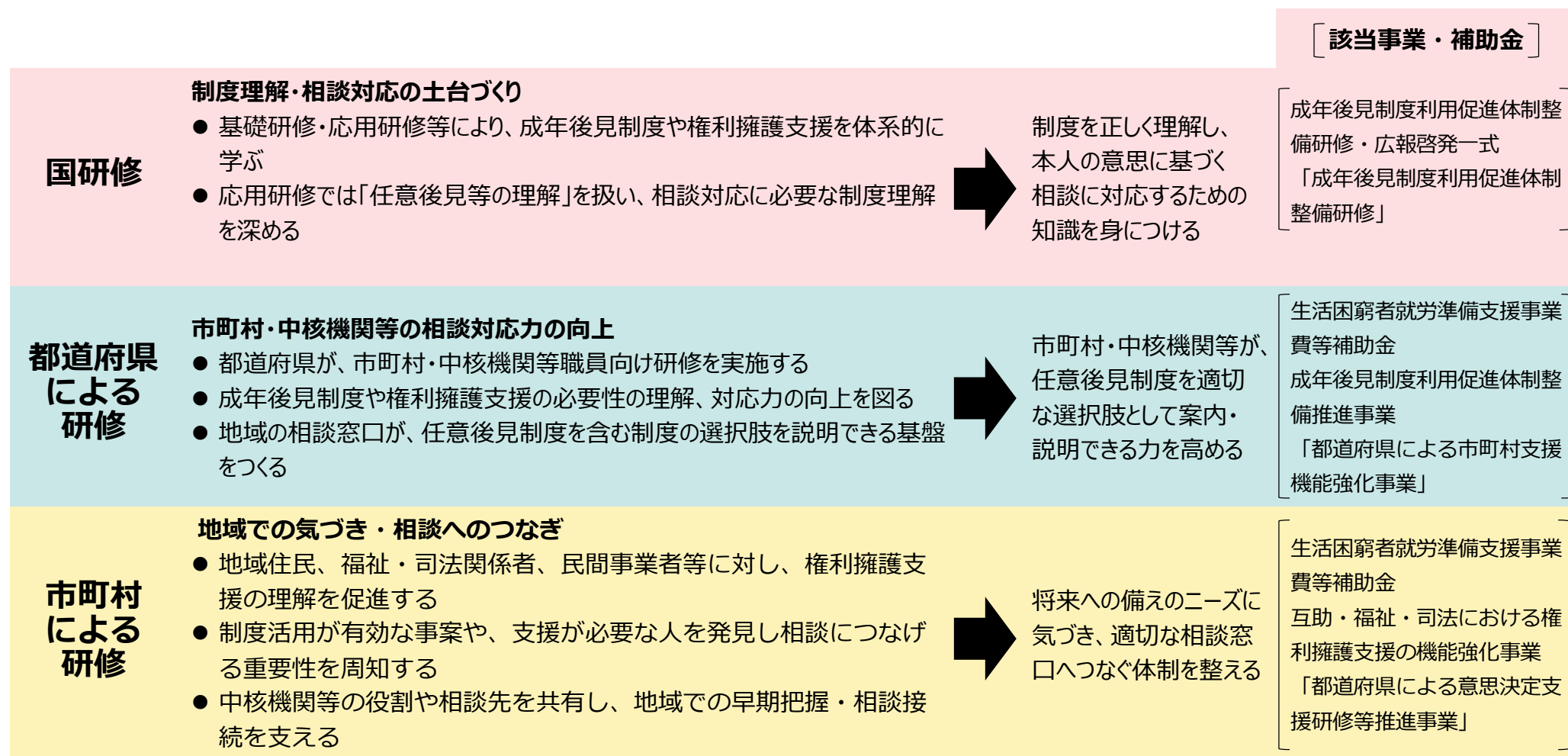
知って、学んで、活用しよう！

せいねんこうけんせいど
成年後見制度

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部（後藤・水谷） 〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル TEL 03-3581-4655 FAX 03-3581-7858 Email k-net@shakyo.or.jp ※手話通訳等、参加時に配慮が必要な場合は、事務局までメールにてお知らせください。

4. 任意後見制度に関する研修等について

- 任意後見制度に特化した体系的な研修体系が整備されているわけではないが、成年後見制度の利用促進や権利擁護支援体制の整備に関する研修等の中で、任意後見制度の理解促進、相談対応力の向上、地域での気づき・つながりに資する内容が扱われている。



任意後見制度に関する研修等は、専用の一貫した体系ではなく、成年後見制度利用促進や権利擁護支援体制整備の研修等の中で、「制度理解」「相談対応」「地域でのつながり」の観点から多層的に展開されている。

5. 市町村における任意後見制度の周知・広報①

全1,741市町村のうち、任意後見制度の周知・広報を実施している市町村は90.4%（1,573件、N=1,741）、実施していない市町村は9.6%（168件、N=1,741）となっている。中核機関の整備状況別に見ると、中核機関整備済市町村では任意後見制度の周知・広報を実施している市町村が91.9%（1,231件、N=1,340）、中核機関未整備市町村では85.3%（342件、N=401）となっている。

問：中核機関整備状況別の成年後見制度及び任意後見制度の周知状況

調査対象：全1,741市町村 調査時点：令和7年4月1日

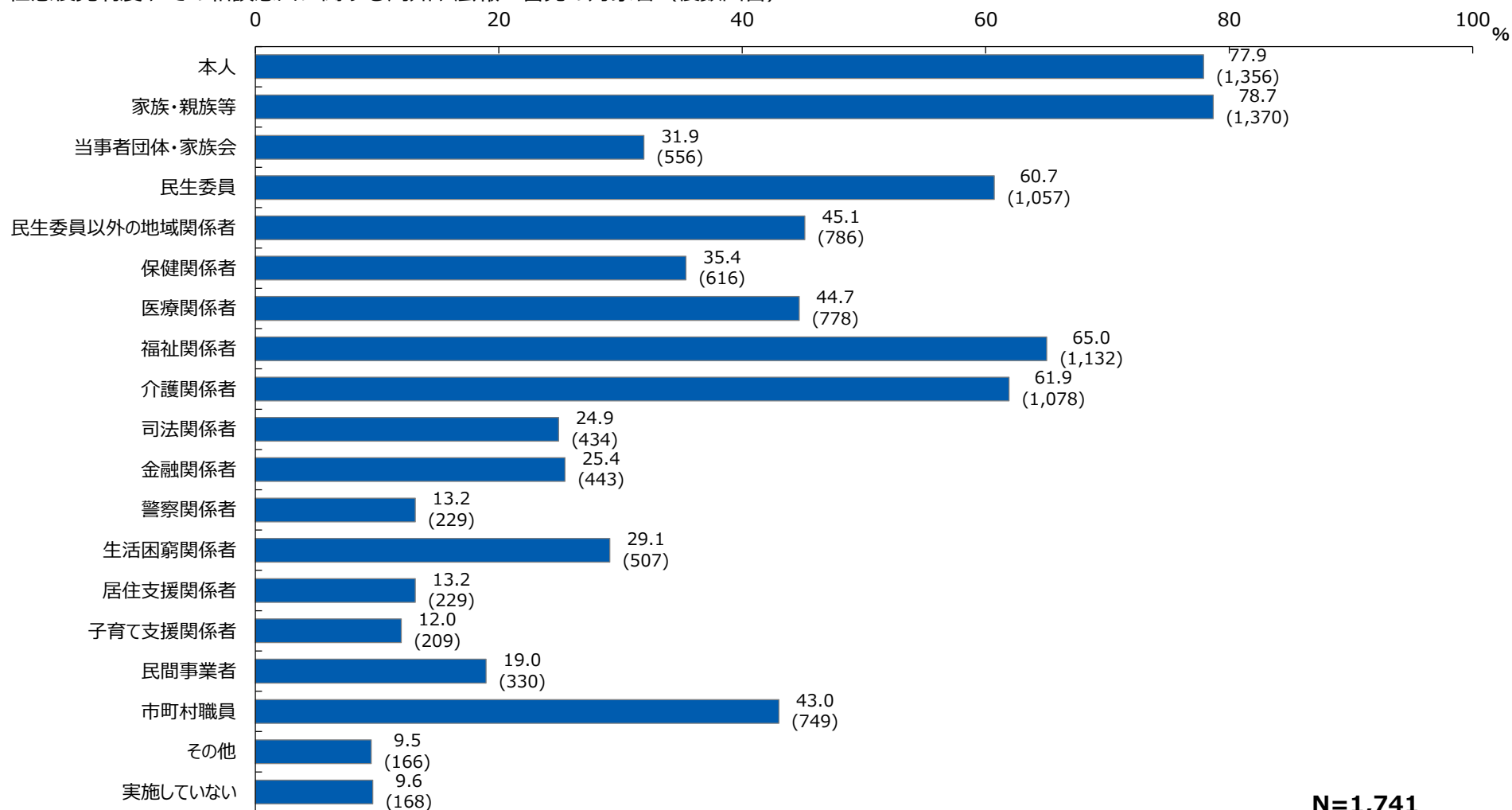
		成年後見制度の周知		任意後見制度の周知	
		実施している	実施していない	実施している	実施していない
合計	件数	1,717	24	1,573	168
	割合	98.6%	1.4%	90.4%	9.6%
中核機関 整備済	件数	1,335	5	1,231	109
	割合	99.6%	0.4%	91.9%	8.1%
中核機関 未整備	件数	382	19	342	59
	割合	95.3%	4.7%	85.3%	14.7%

5. 市町村における任意後見制度の周知・広報②

周知・広報の対象を見ると、「家族・親族等」が78.7%（1,370件、N=1,741）、「本人」が77.9%（1,356件、N=1,741）と高く、次いで「福祉関係者」が65.0%（1,132件、N=1,741）、「介護関係者」が61.9%（1,078件、N=1,741）、「民生委員」が60.7%（1,057件、N=1,741）となっている。

問：任意後見制度やその相談窓口に関する周知や広報・啓発の対象者（複数回答）

調査対象：全1,741市町村 調査時点：令和7年4月1日



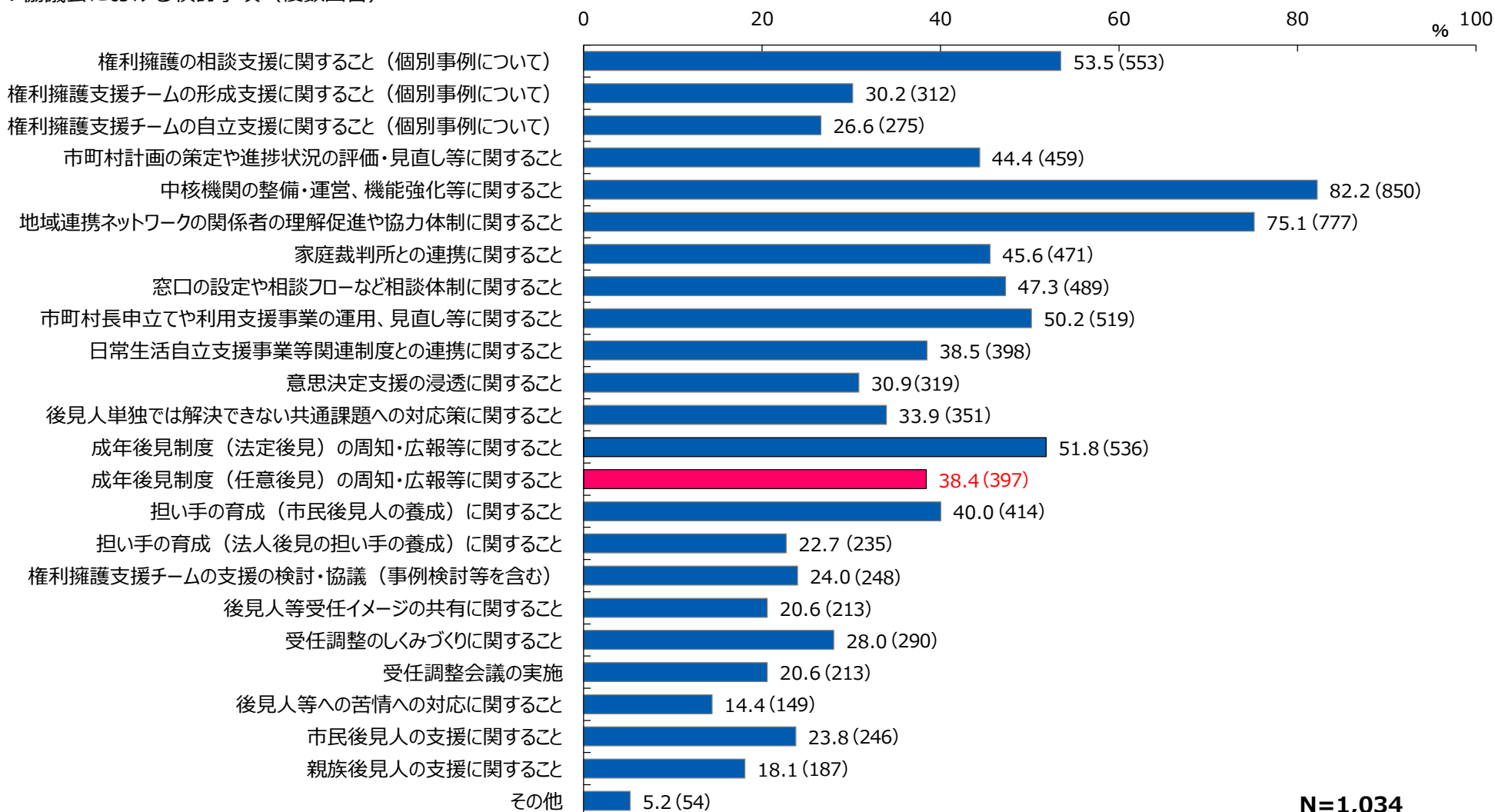
N=1,741

5. 市町村における任意後見制度の周知・広報③

協議会を設置済みの1,034市町村における検討事項を見ると、「成年後見制度（法定後見）の周知・広報等に関すること」は51.8%（536件、N=1,034）、「成年後見制度（任意後見）の周知・広報等に関すること」は38.4%（397件、N=1,034）となっている。

問：協議会における検討事項（複数回答）

調査対象：全1,741市町村 調査時点：令和7年4月1日



N=1,034

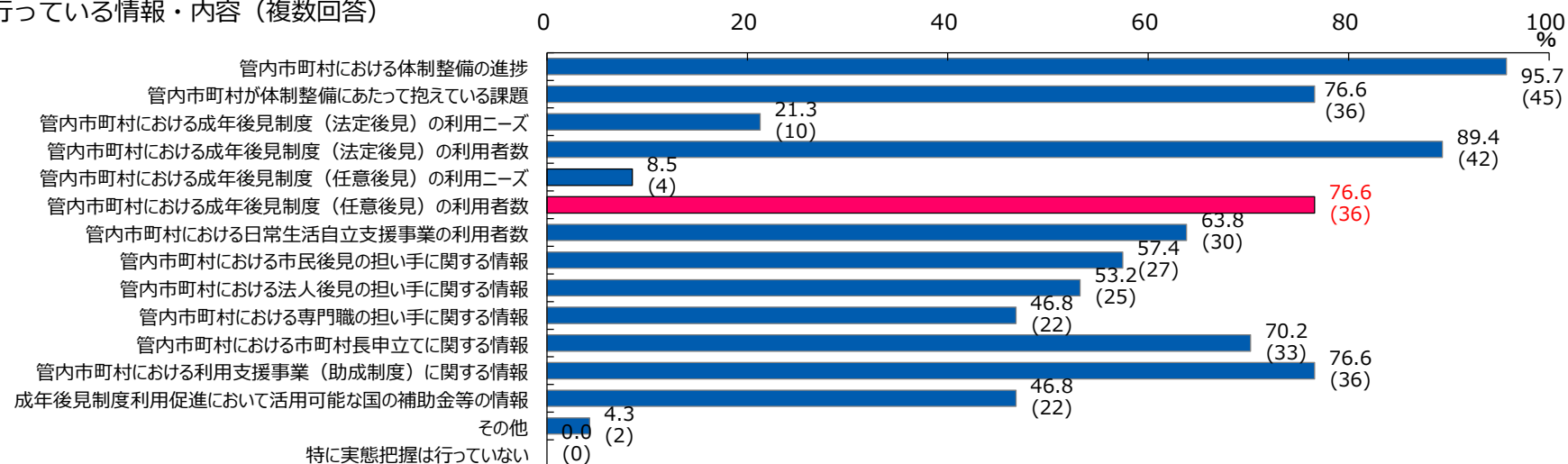
6. 都道府県における任意後見制度の周知・広報①

47都道府県のうち、管内市町村における任意後見制度の利用者数を把握している都道府県は76.6%（36件、N=47）。また、管内市町村における任意後見制度の利用者数を提供・共有している都道府県は70.2%（33件、N=47）。

問：権利擁護支援・体制整備支援に関して

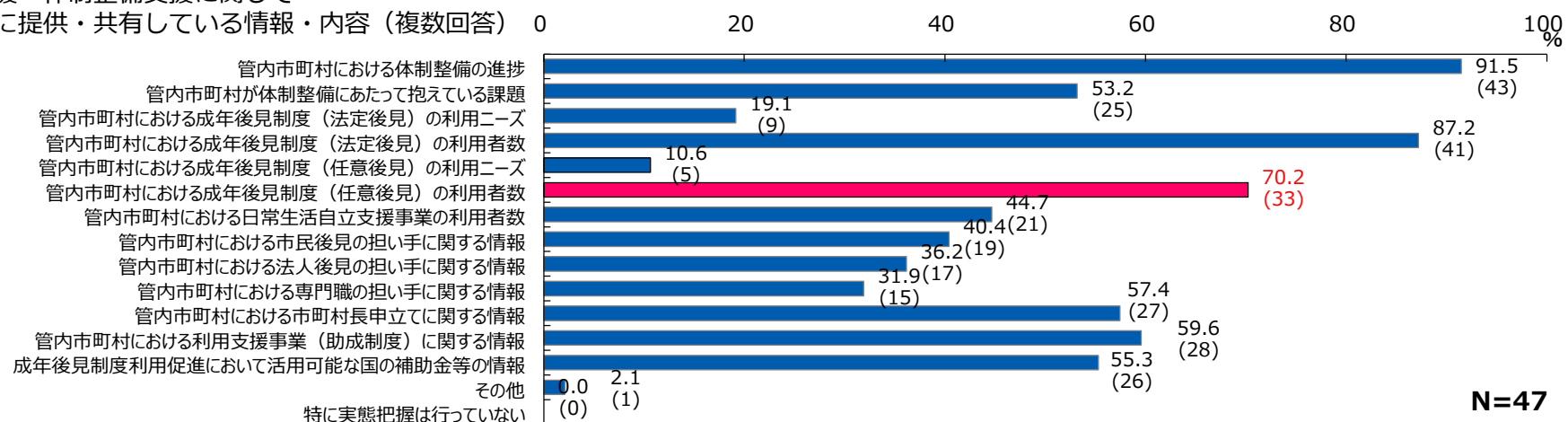
調査対象：全47都道府県 調査時点：令和7年4月1日

実態把握を行っている情報・内容（複数回答）



問：権利擁護支援・体制整備支援に関して

管内市町村に提供・共有している情報・内容（複数回答）



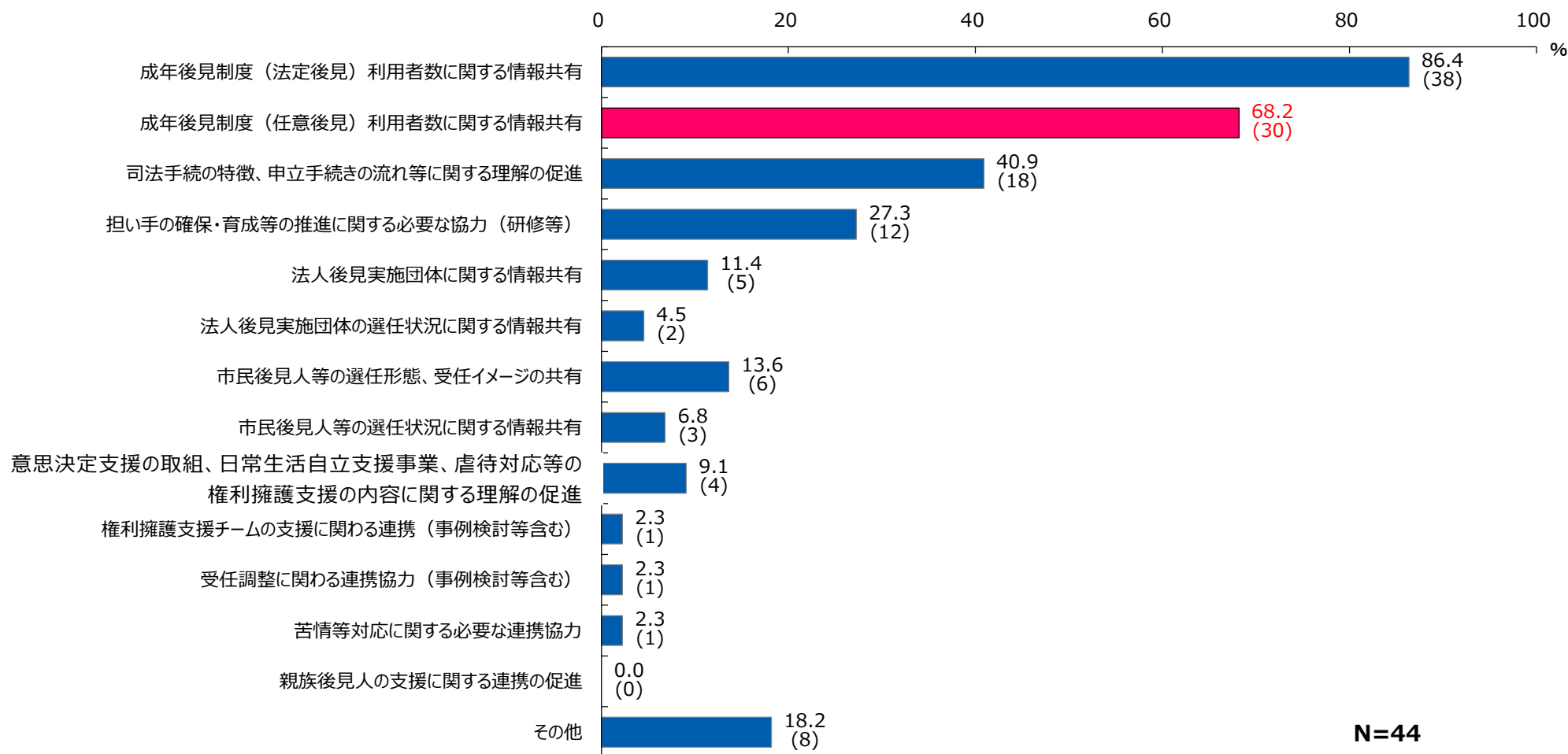
N=47

6. 都道府県における任意後見制度の周知・広報②

都道府県の協議会は、47都道府県のうち93.6%（44件、N=47）で設置されている。そのうち、家庭裁判所と「成年後見制度（任意後見）利用者数に関する情報共有」を行っている都道府県は68.2%（30件、N=44）となっている。

調査対象：全47都道府県 調査時点：令和7年4月1日

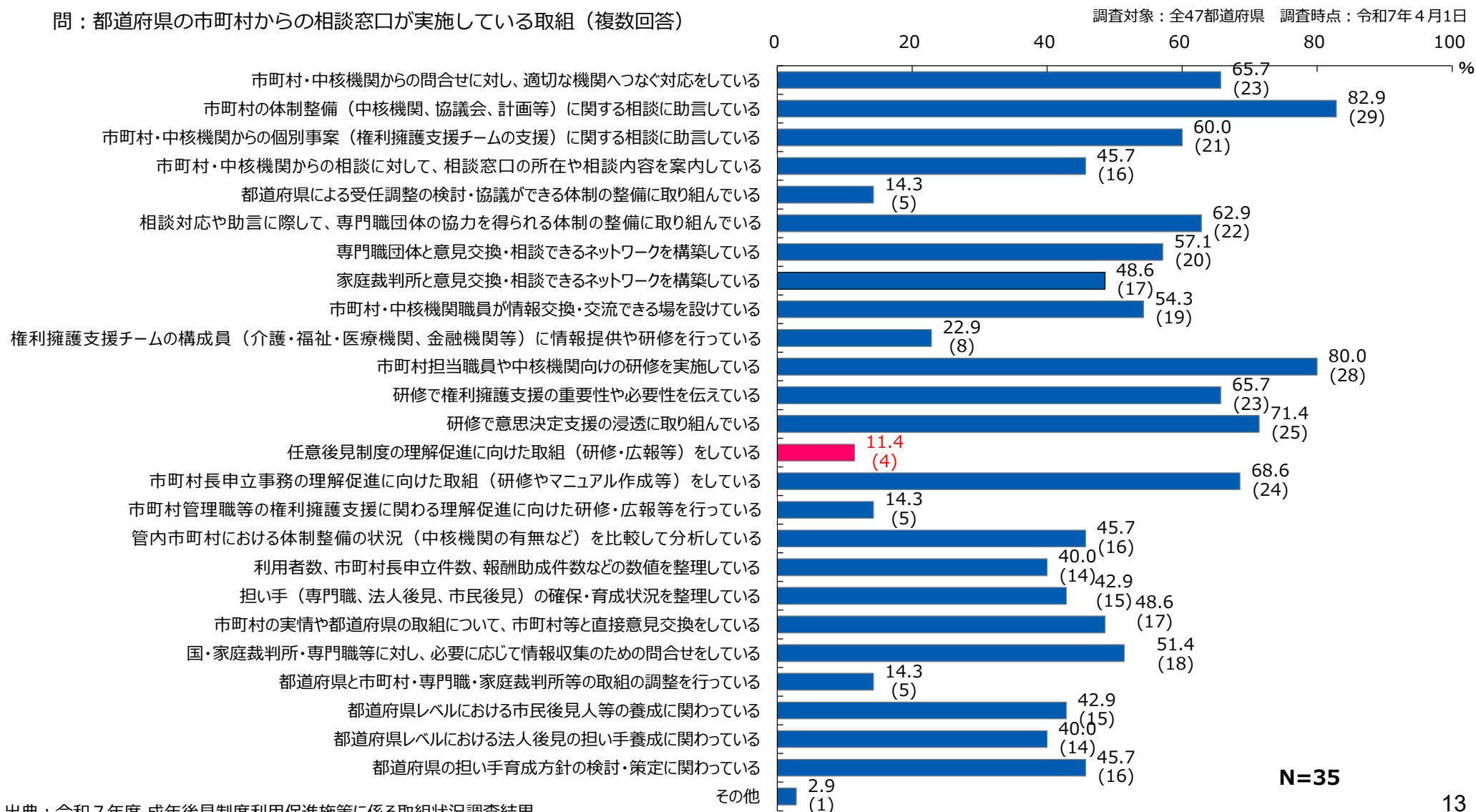
問：都道府県単位の協議会における家庭裁判所との連携内容（複数回答）



6. 都道府県における任意後見制度の周知・広報③

都道府県の相談窓口は、47都道府県のうち74.5%（35件、N=47）で整備されている。このうち、相談窓口において「任意後見制度の理解促進に向けた取組」を行っている都道府県は11.4%（4件、N=35）となっている。

問：都道府県の市町村からの相談窓口が実施している取組（複数回答）

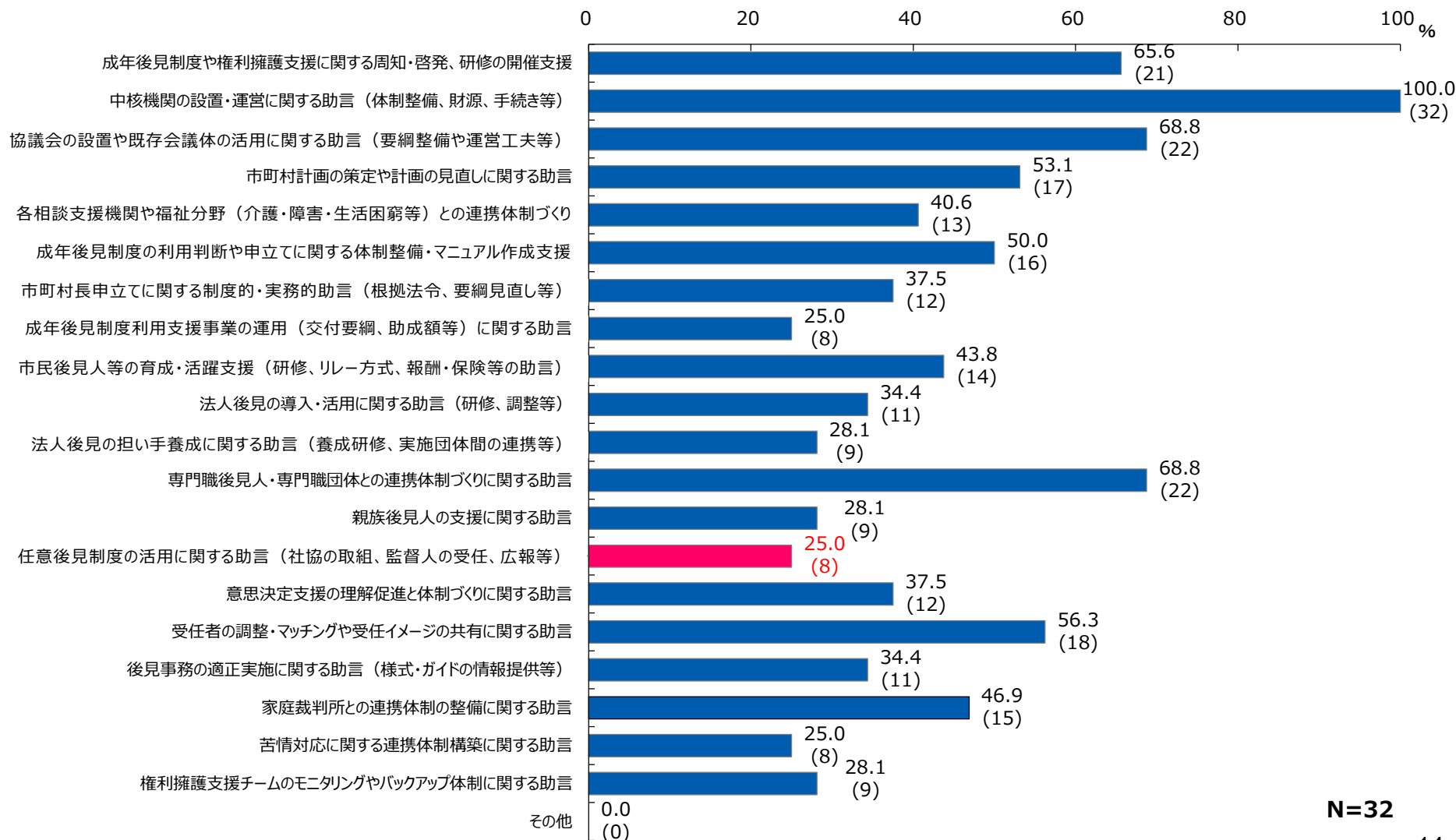


6. 都道府県における任意後見制度の周知・広報④

体制整備アドバイザーを配置している都道府県が68.1%（32件、N=47）のうち、任意後見制度の活用について助言を行っている都道府県は25.0%（8件、N=32）となっている。

問：体制整備アドバイザーの役割（複数回答）

調査対象：全47都道府県 調査時点：令和7年4月1日



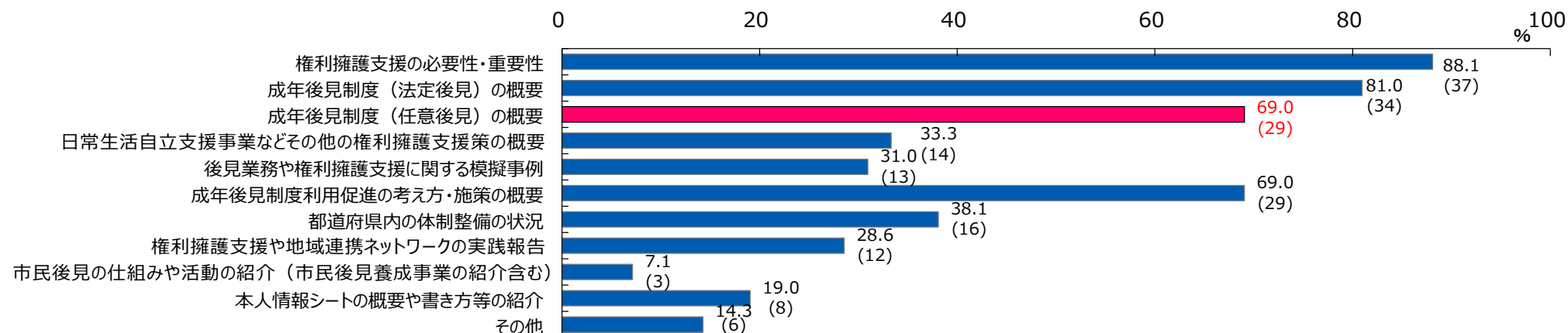
N=32

6. 都道府県における任意後見制度の周知・広報⑤

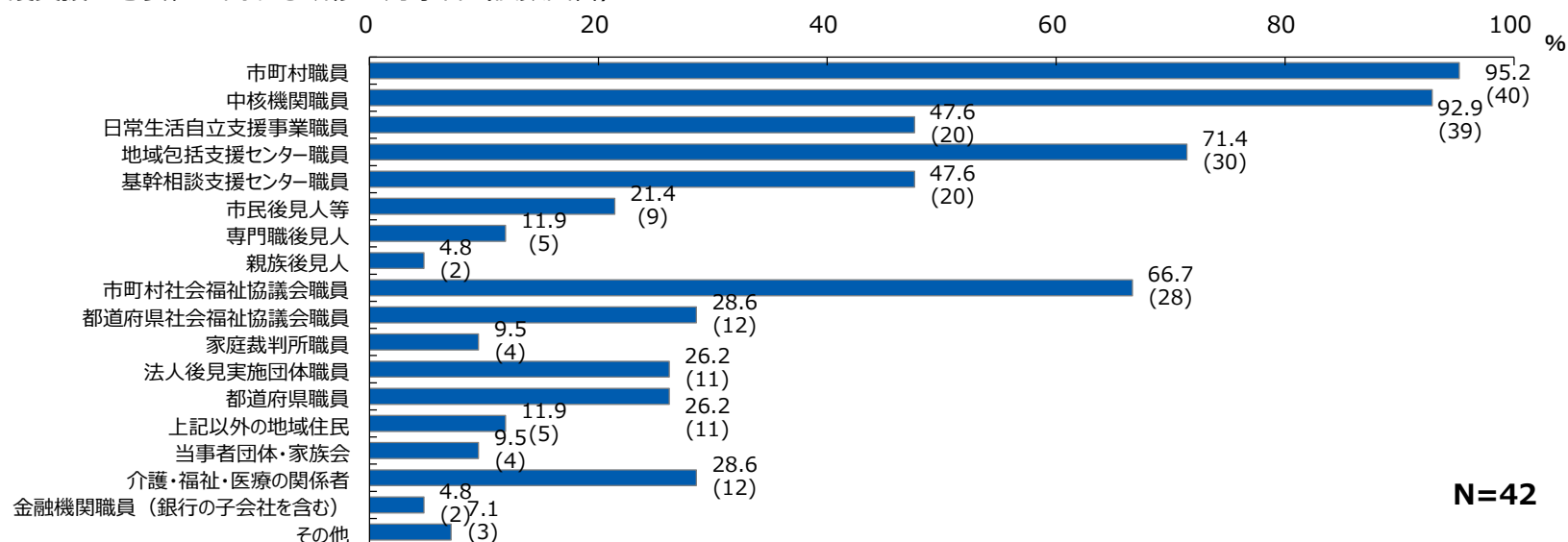
研修面では、成年後見制度や権利擁護支援の必要性に関する研修を実施している都道府県が89.4%（42件、N=47）のうち、研修内容に「成年後見制度（任意後見）の概要」を盛り込んでいる都道府県は69.0%（29件、N=42）となっている。

調査対象：全47都道府県 調査時点：令和7年4月1日

問：成年後見制度や権利擁護支援の必要性に関する研修の内容（複数回答）



問：成年後見制度や権利擁護支援の必要性に関する研修の対象者（複数回答）



N=42

7. 任意後見制度の利用促進の実践事例（東京都品川区） 「あんしん3点セット」（取組開始：平成14年度～）①

※令和7年度までの取組状況

対象地域

【面積】22.85km²
【人口】415,713人
【うち65歳以上】80,546人
【高齢化率】19.38%

※令和7年12月時点

背景・経緯

- ・ 検討開始時期：平成12年
- ・ 取組開始時期：平成14年6月
- ・ 開始に至る経緯：平成12年品川区と品川社協協働の「権利擁護のしくみづくり検討委員会」の中で、身寄りのない方の将来の不安に備えるために、任意後見契約をベースとした支援を検討。平成14年の品川後見センター開所とともにあんしんの3点セットの事業を開始。

事業概要、実施スキーム

【事業概要】

身寄りのない高齢者や障がい者等が元気なうちから将来の不安に備えられるよう、品川区社協とのあんしん3点セットにより、見守りや手続き支援等の日常生活支援や任意後見契約、遺言作成支援を提供している。

① **あんしんサービス契約**：月1回の支援員の訪問により、健康状態を確認し、適切な時期に任意後見制度につなげる。その他、個別サービス（役所や入院の手続き代行等）や重要書類の預かりを行う。

② **任意後見契約**：社会福祉協議会が公正証書で任意後見契約を結ぶ

③ **公正証書遺言作成支援**：遺言作成の支援。社会福祉協議会が遺言執行者、葬儀執行者になることができる。

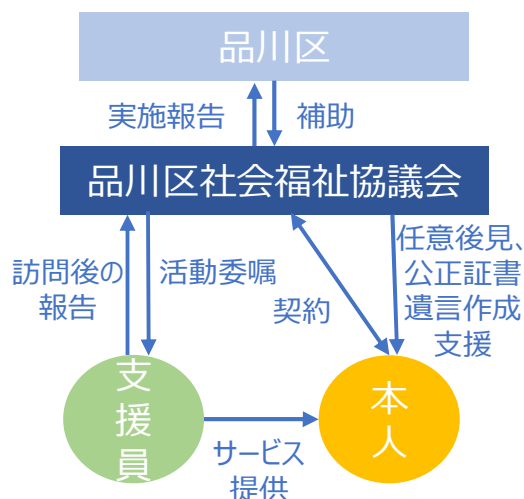
【利用者の要件】

以下の全てに該当する品川区民

- ✓ 65歳以上
- ✓ 3点セットを結び、サービス利用料等の支払いが可能な方
- ✓ 単身高齢者または高齢者夫婦のみ世帯、ほか障害がある方

【夜間・休日等の緊急連絡先及びその対応】

原則行わない



ステークホルダーの役割

【管理監督団体】

①品川区

- 品川区社会福祉協議会に補助金を交付
- 品川区社会福祉協議会からの実施報告受付

②品川区社会福祉協議会（補助）

- 実施主体
- 品川区への実施報告
- 利用者の相談対応、あんしん3点セットの契約締結
- 支援員への活動委嘱契約、支援員からの報告受付
- 任意後見契約締結
- 公正証書遺言作成支援

【支援員】

- 品川区社会福祉協議会からの活動委嘱を受けて、月1回利用者を定期訪問する
- 個別サービス
- 品川区社会福祉協議会に報告する

【利用者（区民）】

- 情報収集、品川区社会福祉協議会等に相談
- 社会福祉協議会とあんしん3点セットを契約
- 契約に沿って見守り支援や任意後見、公正証書遺言作成支援等のサービスを受ける

7. 任意後見制度の利用促進の実践事例（東京都品川区） 「あんしん3点セット」（取組開始：平成14年度～）②

※令和7年度までの取組状況

基本指標（R7.12時点）

【自治体】品川区

- ・ 予算：837.4万円（令和7年度）

【相談対応・日常生活支援・入院入所の手続き支援・死後事務支援の体制】

- ・ 常勤：2人（あんしん居住サービスの業務と兼務）
- ・ 非常勤：2人
- ・ 支援員（訪問支援スタッフ）：延べ120人
- ・ 相談対応者の要件：特になし
- ・ 支援員の要件：市民後見人養成講座修了
- ・ 利用者負担（目安）：契約手続き料金/基本料金 無料
※あんしんサービス個別サービス：1回/1時間500円

【事業の実績】（過去1年分）

- ・ 新規相談人数：68人
- ・ 新規契約者数：9人
- ・ フォロー中人数：15人

工夫、配慮等

【工夫・配慮】

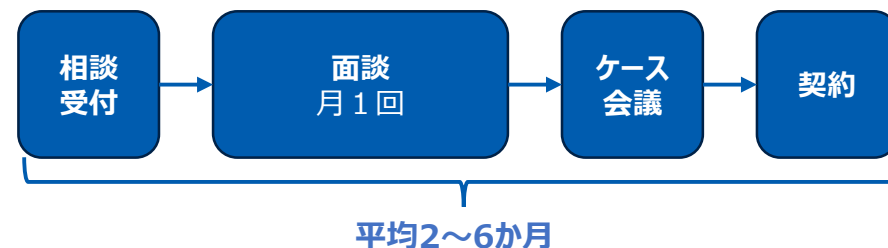
- ・ 任意後見契約を3点セットの中に組み入れることで、判断能力の低下がみられた場合は、予め結んだ任意後見契約に基づき、任意後見を発効できるようにしており、任意後見監督人の選任をもって、あんしんサービスは契約を終了する。
- ・ 相談・発見時点から、すぐに支援を必要とする場合には法定後見、将来の不安に備える場合にはあんしん3点セットでの任意後見へとつなげ、本人の状況判断能力の程度に応じて多層的な制度活用を行っている。
- ・ 任意後見契約、任意後見契約発効、契約終了等について、第三者で構成する運営委員会にて審議を行っている。
- ・ 公正証書遺言作成支援を行う際には、何度も面接を重ね、公証人、その他関係機関等への相談なども活用し、意思決定支援を行っている。希望により、品川区社協が遺言執行者、葬祭執行者になれるようにすることで、身寄りのない方の不安を解消している。

【効果】

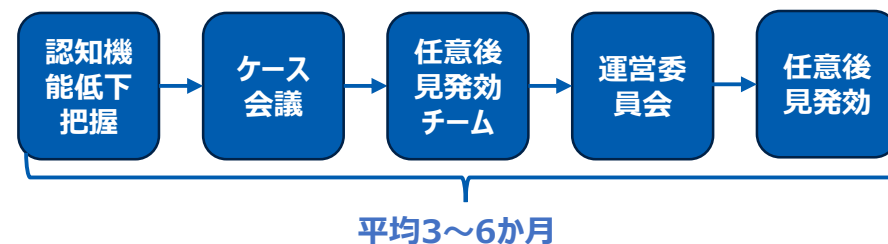
- ・ ケアマネジャー、医療ソーシャルワーカーや行政職員などとのスムーズな連携ができています。
- ・ 利用者のQOL向上や、死後の不安解消につながっている。
- ・ 利用者の状況にあわせた見守り体制の確保、適切な時期での任意後見への移行ができています。

利用の流れ

〈利用開始までの流れ〉



〈契約者の任意後見発効までの流れ〉



現状の課題、今後の展開

- ・ 利用者負担を無料にしたことで利用対象が拡大し相談は増えたが、親族支援者がいたり、公正証書遺言の作成支援だけを依頼したいなどニーズの不一致により対象外となる方もいる。
- ・ 任意後見発効に至らないケースにおける、生前事務委任ニーズへ対応するサービスがない。
- ・ 法律的に複雑なケース、多様化する死後事務に関する相談が増える中、社協だけでは、すべてのニーズに対応できないこともあるため、法律の専門家との協働・連携を進めていく。
- ・ 相談、契約者ともに今後も増え続ける見込であるため、引き続ききめ細やかな対応をするには、社協の職員体制の増強をはじめとする運営体制の強化が必須である。
- ・ 資力のない方の死後事務ニーズに対しての、公的な支援（助成金）の充実が期待される。

8. 任意後見制度の利用促進の実践事例（神奈川県横浜市） 任意後見等に関する相談支援のマニュアル作成と研修の実施

中核機関：横浜市社会福祉協議会
(よこはま成年後見推進センター)

2 相談

(3) マニュアル別冊 任意後見等に関する相談支援

よこはま成年後見推進センター
14

- 任意後見にかかる相談対応のつなぎ先やチーム支援の重要性、身元保証に関する留意点等を紹介
- * マニュアル研修プログラムとして追加



2 相談

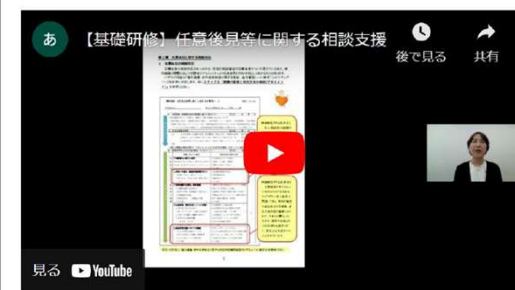
(3) マニュアル別冊 任意後見等に関する相談支援 [令和6年10月版]

よこはま成年後見推進センター
15

- 任意後見等に関する相談支援マニュアルの解説動画視聴回数：84件
- 研修動画の案内チラシを作成し、相談支援機関や関係機関に周知



任意後見等に関する相談支援



取組内容

- 任意後見等に関する相談支援マニュアルを作成するとともに、マニュアルの解説動画を作成し、相談支援機関や関係機関等に周知している。
- また、中核機関だけではなく、一次相談窓口を含む関係機関に対し、実務上の整理や周知広報を行うことで、任意後見制度が相談者の選択肢の一つとなるよう取り組んでいる。

9. 現状・課題及び論点

現状・課題

- 任意後見制度は、私的自治の尊重の観点から、本人が自ら締結した任意代理の委任契約に対して本人保護のための必要最小限度の公的な関与を制度化したものであり、その制度趣旨に鑑み、関係省庁及び福祉現場を担う市町村等において、周知・助言を中心に取り組んでいる。
- 具体的には、
 - ・ 国においては、ポータルサイトや制度説明動画、全国セミナー、K-ねっとによる相談対応・専門的助言等を通じて、周知広報や相談支援体制の強化を進めている。
 - ・ 都道府県においては、市町村・中核機関等への研修や専門的助言、市町村支援の体制整備が行われている。
 - ・ 市町村においては、中核機関や相談窓口を中心に、任意後見制度の周知・広報、制度の案内・助言、必要な相談・検討へのつながりが進められている。
- 民法等改正法では、任意後見制度について、家庭裁判所が明らかに任意後見監督人による監督の必要がないと認めるときは任意後見監督人の選任を不要とする、補助の制度を開始しても任意後見制度の存続を許容するなど、任意後見制度の使い勝手の向上に資する見直しが行われている。
- このような状況を踏まえ、任意後見制度の活用の位置づけについて整理を行った上で周知広報や利用促進の取組を行うことが必要と考えられる。

論点

- 任意後見制度について、今般の制度改正の内容も踏まえつつ、効果的な周知・広報や利用促進のためにどのような取組が必要と考えられるか。